

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月18日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21580259

研究課題名（和文） 農業協同組合の成立基盤と自治村落に関する研究

研究課題名（英文） Self-Governing Village and Agricultural Cooperatives

研究代表者

柘植 徳雄（TSUGE NORIO）

東北大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号：80281955

研究成果の概要（和文）：イギリス、デンマーク、オランダ、アイルランド及び北海道・鹿児島における農業協同組合の成立過程を解明し、農業協同組合の成立基盤を自治村落に求める齋藤仁の見解の有効性を検証することが、課題であった。自治村落の存在しない鹿児島における産業組合の成立や、デンマーク、英連邦諸国における農業協同組合の成立からみると、一定の教育水準を前提に、漁村の結束力ある社会や中農層の分厚い存在も農業協同組合の成立基盤と成り得ており、齋藤説には限界があることが判明した。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to testify Hitoshi Saitoh's hypothesis, through the analysis of agricultural cooperatives' development in the UK, Denmark, The Netherlands, Ireland, Hokkaido and Kagoshima, that self-governing village had become founding basis of agricultural cooperatives. Limits of Saitoh's hypothesis were identified from the facts that industrial cooperatives in Kagoshima, where self-governing village had not formed, and agricultural cooperatives in Denmark/Commonwealth countries were found on the basis of the social cohesion in fishing villages or the existence of large share of middle scale farmers respectively, in addition to a certain level of education.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：農学

科研費の分科・細目：農業経済学、農業経済学

キーワード：農業経済、農業協同組合、村落

1. 研究開始当初の背景

(1) 農業協同組合の成立の理由に関しては、種々の学説があり、未だ決着をみているとは言い難い状況にある。日本の場合をみても、産業組合法の影響を強調する国家介入説が有力であるが、資本主義と小農民の市場・金

融関係をめぐる矛盾を重視する見解（例えば近藤康男）、帝国主義段階における独占資本と小農民との矛盾に着目する見解（例えば佐伯尚美）、さらにはドイツと同様に地主の主導力を指摘する見解（例えば美土路達雄）もある。

(2)しかし、いずれにも難点があった。そこで、これらの難点を克服すべく齋藤仁の「自治村落論」が登場した。封建制後期に成立した自治村落が、農業協同組合、とりわけ農村信用組合の存立基盤になるという齋藤説は、強い説得力をもっている。

(3)けれども、この説自体にも問題が残されている。坂根嘉弘は、鹿児島農村の地縁的凝集性の低さの原因を東南アジアと共通する双系性社会や分割相続社会に求め、田畑保は、北海道において昭和期以降、農民の蓄積と政府の保護政策によって定着民が増加したことで、ルースなりにも農事実行組合型集落が成立したと指摘した。これらの指摘は、鹿児島、戦後の北海道における農業協同組合の発達を自治村落論によっては説明できないことを示唆している。齋藤自身も、イギリスを分析した際にスコットランドとアイルランドについては別の考察を要すると指摘していた。

(4)かくして、農業協同組合と自治村落の関係性には、整理されなければならない論点があり、実証研究を進める必要性が大いに残されているのである。

2. 研究の目的

以上のように、農業協同組合と自治村落の関係については、詰められなければならない論点が残されていることから、イギリス、デンマーク、オランダ、アイルランド、北海道・鹿児島について実証研究を行って、それらの国及び地域における農業協同組合の存立基盤を解明し、もって農業協同組合の成立要因として重要な地位を獲得した自治村落論の意義と限界を明らかにすることとした。

3. 研究の方法

(1)海外現地調査

①イギリス、デンマーク、オランダ、アイルランドについては、海外現地調査を実施し、イギリスのプランケット・ファウンデーション、ウェールズ国立図書館、スコットランド国立図書館、コペンハーゲン大学図書館、ワーゲニンゲン大学図書館などにおいて、農業協同組合、村落、各国農業史に関する文献・資料収集を行った。

②イギリスのウェールズ及びスコットランドに関しては、農協育成団体である農業組織協会の関係者を訪問して情報・資料収集を行った。

③大学関係の専門家に対するヒアリングは、イギリスのエクセター大学、ウェールズ大学、デンマークのコペンハーゲン大学、オランダのワーゲニンゲン大学、アイルランドのコーク大学において実施した。

(2)国内現地調査

日本国内においては、鹿児島調査と鹿児島大学での資料収集、さらには北海道農業、アメリカ農業の専門家に対するヒアリング調査を実施した。

(3)文献研究

そのほか農業協同組合、消費協同組合、協同組合運動、農村社会に関連する文献を購入し、分析に利用した。

4. 研究成果

(1)デンマーク、アイルランド、オランダにおける農業協同組合の成立・発展と村落

①デンマーク、アイルランド、オランダは、19世紀末に大消費国イギリスに対する畜産物輸出国になったが、その中でデンマークがアイルランドとの輸出競争に勝利した。遠心分離器という新技術の普及を契機に、デンマークで農協が加工・輸出に成功したためであるが、農協が民間企業に勝ったのには、経済学でいうホールドアップ問題が関係している。要するに、大規模なバター加工施設に投資した企業は、小規模な酪農経営から原料乳を安定的に調達する問題を抱え、取引上不利になる可能性に直面したのであるが、農協はこの問題を回避し得たのである。

なお、デンマークではドイツのライファイゼン信用組合運動の影響をまたずに農村において地方信用組合が発展し、これが加工・販売事業をベースとする農協の発展に資金提供の面で貢献した。デンマークでは村落を基礎とした農業信用組合が成立したとはいえず、その意味では農協の成立と村落との関係は間接的である可能性があり、齋藤説に再考を促す材料となるかもしれないが、御園善博が指摘するように、農民的エンクロージャーによって散居制村落に転換し、古き共同体が消滅したのちも、協同精神が強く残り、国民高等学校とともに、19世紀末の製酪協同組合以降の農業協同組合の成立・発展に影響を与えた事実もあって、判断は難しい。

②こうしたデンマークにおけるバターの製造・販売を起点とした農協の発展に対して、アイルランドの場合には後れをとった。その背景には、アイルランド農業が小作農場制の下にあり、資金を乳製品工場の建設よりも農地購入に回さざるを得ない事情があった。

③オランダについては、農協の発展がライファイゼン信用組合運動の影響を強く受けたこ

と、新教・旧教という宗教上の違いも絡まって専門農協がきわめて多数存在するようになったこと、さらには農協がデンマークと同様に海外への農産物輸出競争力を存在理由に発展してきたこと、などが明らかとなった。

(2) イギリスにおける農業協同組合の成立・発展と村落

①イギリスにおいては、イングランドのロッチデールで毛織物工による消費生活協同組合が創設されたのを出発点として、消費協同組合が発展し、隆盛をきわめた。こうした早期の消費協同組合の発展は、自由貿易体制下では、消費者利益の追求という観点から英連邦諸国の農産物出荷団体との関係性を強める結果となり、英連邦農産物輸出国の農業協同組合の発展を援助することに結びついた。その結果、イングランドにおける農業協同組合の発展は阻害されたのである。

②ホラス・プランケットは、アイルランドにおいて製酪工場を足掛かりとして農業協同組合を発展させていった。地主利害との衝突を避けるための方法が、当時イングランドで需要の増大していた酪農製品の製造工場を協同組合として運営することだったのである。プランケットはこうした農業協同組合の育成を、イングランド、ウェールズ、スコットランドでも試みるが、特に大規模農業経営が多数存在するイングランドではその試みは首尾良くは行かなかった。なおアイルランドの事例は、自治村落が残存していたとしても、地主や商人の抵抗が強ければ農業協同組合が発展しにくいことを示唆していよう。

③イギリス、特にイングランドにおいて農業協同組合が発展しえなかった理由としては、齋藤仁が指摘したように、エンクロージャー・ムーブメントによって後期封建制の時代に形成された自治村落が解体されてしまったことがある。イングランドの村落は、少数のファーマーと多数の農業労働者によって構成される、平等性の低い社会組織となり、その結果、貧民救済の負担から富者が複数の投票権を要求するようになって、村落の連帯意識は弱まってしまったのである。

④イングランドをはじめ、イギリスの農業協同組合の発展を阻害したその他の要因としては、第1次大戦時の穀物価格支持等の農業保護が戦後に廃止され、多くの農業協同組合が破綻したこともある。この精神的影響は、そののちイギリスにおける農業協同組合の結成を強く妨げたといわれる。

⑤イギリスでは、1930年代の農業不況時に、強制加入型のボードが酪農などいくつかの農業部門において設立された。これは出荷規制を行って農業者の所得支持を図るものであったが、こうした外から与えられた共同出荷組織の形成は、その後のイギリス農業者の

自助精神の弱体化を招いたとされる。

⑥ウェールズやスコットランド高地地方などの牧羊地帯では、散居型集落が形成され、イングランドの集村地域に比べるとコミュニティの凝集力が弱かったことが想像され、これもウェールズやスコットランドにおいて農業協同組合が顕著な発展をみせられなかった要因かと考えられる。なお、小農エンクロージャーが16世紀以前から進展したイングランド南西部の場合には、自治村落が解体したとまでは言えないはずで、それゆえ、にもかかわらず農業協同組合が発展し得なかったのは何故かという問題が未解決のまま残されている。今後の研究課題としたい。

(3) 鹿児島県における産業組合(=農業協同組合)の発展と村落

①鹿児島県は、北海道、沖縄と並んで自治村落が形成されなかった地域である。後期封建制における領主の間接支配(徴税元請制)に自治村落成立の根拠を求める齋藤仁に対して、坂根嘉弘は父系原理の直系相続による「家」形成を自治村落成立の理由とした。坂根によれば、それが妥当するのは鹿児島、北海道、沖縄以外の都府県に限られ、双系原理の分割相続を基礎とする鹿児島では、「家」の成立が見られず、したがってまた自治村落も発展しなかった。

②坂根によれば、鹿児島の分割相続は豊富な開墾可能地を背景に成立したとされるが、鹿児島の農業は痩せた土地での畑作が主流であり、末子相続は、分割相続の結果というよりもそうした土地条件を背景とした直系相続の変形とみなせないこともない。しかも、分割相続が続けば早晩、農家維持のための最小規模に達し、それ以降の土地の分割相続は実質的に不可能となる。また、ドイツ、フランスとも北部が直系相続、南部が分割相続であるが、そうした相続形態の違いが自治村落の成立の有無に関係していたという主張は聞かない。ヨーロッパ南部は大家族制の直系相続であろうが、そこでは逆に直系相続による大家族制が自作大地主制につながり、自治村落の形成は顕著ではなかったと推察される。

③以上のように、坂根説には疑問があり、にわかには同調できない。むしろ鹿児島の場合に自治村落が形成されなかった原因としては、薩摩藩時代に郷土が農村に居住して領主による農村の直接統治が行われたことの方が重要であろう。士族の農村居住によって自治村落の形成が妨げられたことについては、ポーランドに関する牛山敬二・吉野悦司・坂下明彦の研究がある。薩摩藩は藩の歴史や武力維持のため、多数の武士を抱え込み、農村に農業にも携わる郷土を配置せざるを得なかったのである。

④では、自治村落が不在の鹿児島において、産業組合は如何にして発展し得たのか。坂根は西南戦争後に県によって振興された農家小組合の発展にその根拠を求めているように思われる。そのほかの説としては、産業組合が漁村の信用組合から発展したという福満寿雄の見解がある。遠洋漁業の串木野において、産業組合法公布の翌年の1901年に串木野水産信用組合が設立されたのが鹿児島における産業組合の始まりだからである。漁村に自治村落が存在したかどうかは定かではなく、自治村落の影響についてははっきりしないが、命の危険のある遠洋漁船には親族や気心の通じた漁業労働者が乗り込むようになっていたとすれば、同質の家族経営の集合体である自治村落のイメージは描きにくい。ともあれ、こうした水産信用組合に漁村の農家も加入し、徐々に農村部にも産業組合が普及していったのであろう。ただし、1914年の桜島大噴火後の農村振興策として、産業組合の設立が政策的に奨励されたことも、鹿児島の産業組合の発展の要因として指摘されている。

⑤鹿児島における産業組合の成立との関係で見逃せないのは、串木野水産信用組合が設立された同じ年に、奄美群島において黒糖販売の合理化を狙って産業組合が設立されたことである。奄美群島における黒糖移出の発展の必要性は、共同販売組織の形成を必然化させたのである。自治村落がなくとも、農産物の輸出振興を目的に農業協同組合が発展した英連邦諸国との類似性が看取されよう。

⑥明治政府の産業振興・輸出農産物振興の施策として、1884年には茶業組合準則及び蚕糸組合準則が制定されたが、これにもとづいて1885年には鹿児島でも県茶業組合が設立されている。蚕糸においても、1900年の重要物産同業組合法にもとづいて養蚕組合が設立された。これらの事実、自治村落がなくとも、輸出農産物の振興を目的として農業者の協同組合が設立されることを示唆している。

(4) 北海道における産業組合の成立・発展と村落

①北海道の産業組合は、田畑保によれば1930年代に発展をみる。移民した農民の定着と政府による農村経済更正運動の一環としての産業組合振興策を背景に、農事実行組合を基礎に産業組合の発展をみるのである。

②齋藤仁のいうように、都府県で既に発展していた産業組合の影響に着目する考え方もあろうが、牛山敬二のいうような自治村落における行動様式を身に付けた人々の移住社会として北海道農村が形成されたことの方が重要であろう。その結果、農事実行組合に、営農機能だけではなく社会生活上の共同活

動の機能も持たされることになったのである。これは疑似自治村落といえるであろう。この脈絡において、北海道においても、自治村落が産業組合発展の基盤になってといえようが、分厚い中農層が商品経済に対応する過程で産業組合を形成した面も否定できない。

(5) 農業協同組合の成立と自治村落

①以上を踏まえて、農業協同組合の成立基盤に自治村落がどのように関係したかについて、整理しておこう。

②農業協同組合の成立・発展には自治村落が関係しているとの齋藤仁の所説は、農業協同組合が発展した日本及び大陸ヨーロッパと、その発展が芳しくなかったイギリス、アメリカ、東南アジア諸国との比較を通じて打ち出されてきたものである。しかし、日本でも北海道や鹿児島、沖縄のように、自治村落が不在であっても農業協同組合が都府県と同様に発展をみた地域が存在した。北海道についての齋藤の説明は都府県の産業組合運動の影響の指摘であるが、そもそも農業協同組合受容の社会的基盤の重要性を強調するのが齋藤の考え方なのだから、これと背馳しており説得力を持ちえない。牛山の指摘する自治村落の行動様式を身に付けた都府県農民の移住という説明の方が、自治村落論を継承する立場からは説得的な解釈といえよう。

③しかし、鹿児島にはこの牛山のロジックも適用できない。坂根は農家小組合の重要性を指摘したが、そもそも農家小組合はどのようにして産業組合という形で拡大・一体化しえたのであろうか。さらに、自治村落が存在したとはあまり考えられない漁村において産業組合が先行的に成立・発展したのは何故であろうか。そのほか、奄美群島では移出出荷する黒糖を対象とした産業組合が鹿児島本土の漁村とともに早くから成立している。茶や蚕糸といった輸出農産物では、さらに早くから同業組合が成立していた。

④デンマークにおける製酪農業協同組合の成立過程をみても、必ずしも村落を基礎とした信用組合が基礎となったとは断定できないが、しかし製酪農業協同組合の形成に封建制下の村落共同体の精神が影響したことは否定できないようである。他方、こうした古き共同体の精神よりも、むしろ国民高等学校に象徴される農民教育の隆盛による農民の近代的人間としての成長が、協同組合の基礎になったとの理解もありえよう。また、英連邦諸国においては、輸出農産物振興のための農業協同組合が発展した事実もある。

⑤こうみてくれば、自治村落が存在すれば農業協同組合は成立しやすいことは間違いないが、自治村落がなければ農業協同組合が成

立しえないとまでは言えないことになるであろう。一定の教育水準があるならば、農民層の利害が一致しやすい階層構成、つまり中農層が分厚く存在すること（自作農制は中農層の分厚い存在を保証するものでしかなく、両者は同義とみていい）を条件に、農民層の流通・加工資本に対する対抗、あるいは共同の加工・出荷を通じた規模の利益の追求という観点から、農業協同組合なる組織が形成されることになるのであろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計0件）

〔学会発表〕（計1件）

柘植徳雄、大鎌邦雄報告「自治村落論の基本構造と若干の論点—ムラ社会と国家の関係を中心に一」に対するコメント、村落研究学会東北地区研究会、2011年12月17日、東北大学

〔図書〕（計1件）

柘植徳雄、農林統計協会、西欧資本主義国の共生農業システム、2010、288

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柘植 徳雄 (TSUGE NORIO)

東北大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号：80281955

(2) 研究分担者
()

研究者番号：

(3) 連携研究者
()

研究者番号：